

病院局発注工事における技術者の配置に係る事務取扱要綱

17川病総経第406号

平成17年6月10日 局長専決

病院局が発注する建設工事において、建設業法(昭和24年5月24日法律第100号)第26条第2項及び第3項の規定に基づく監理技術者の配置等については、技術者の配置における事務取扱要領の規定を準用する。この場合において、「川崎市」とあるのは「病院局」に、「財政局長」とあるのは「病院局長」に読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月25日から施行する。